

昌子の広場

第131報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel 0725-54-2626

Fax 020-4669-6920

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

再生紙を使用しています



暑く厳しい選挙終わる 介護保険住民訴訟で勝訴

目次	
・暑く厳しい選挙終わる	P1-2
・オンブズ和泉介護保険住民訴訟で勝訴	P3-4

順位	候補者	得票数	前回	差	選挙結果
1	せきど繁樹	3,753.12	0	3,753.12	当
2	スベル・デルフィン	3,552	0	3,552	当
3	小林昌子	3,366	3487	-121	当
4	まつした広幸	3,158	0	3,158	当
5	松田よしひと	3,136	0	3,136	当
6	石原ひで子	3,132	2876	256	当
7	はっとり敏男	3,074	2805	269	当
8	吉川しげき	2,966.88	2795.61	171.27	当
9	友田博文	2,879	3350	-471	当
10	杉本あつし	2,810	2806	4	当
11	永田かおり	2,770	0	2,770	当
12	山本秀明	2,721	2649	72	当
13	さおとめ実	2,583	2706	-123	当
14	小野林じさお	2,395	2563	-168	当
15	やたけ輝久	2,170	1819	351	当
16	柏ふくぞう	2,157	2894	-737	当
17	ちらん正勝	2,154	1876	278	当
18	森ひさゆき	2,036	0	2,036	当
19	岡ひろ子	1,956	2120	-164	当
20	ふじたみつる	1,905	1907	-2	当
21	辻本よしひさ	1,845	2039	-194	当
22	大浦まさし	1,754.60	0	1,754.60	当
23	坂本健治	1,620	0	1,620	当
24	かねこ和子	1,563	1967	-404	当
25	浜田ちあぎ	1,558	2323	-765	
26	大橋涼子	1,390	2613	-1,223	
27	たかはし俊彦	1,384	1298	86	
28	大浦いさお	1,168.40	1446	-277.60	
29	いづか省二	1,097	1435	-338	

暑く厳しい選挙が終わりました。

今回の選挙は前回の高得票を受け、プレッシャーの大きい選挙でした。前回の得票を若干下回りましたが、この結果が私の議員活動の評価であると考え、今後も従来に増して議員活動に精励致します。

●投票率が 50%をわる

今回投票率が 47.99%と前年に比べ 3%程低下し、ついに 50%を下回りました。有権者の半分の方が棄権され、過半数を下回る選挙が果たして民意を反映しているのか大いに疑問です。政治不信の表れでは無いかと危惧します。

●議会に厳しい評価

投票率が 50%を割ったことに加え、今回 8 人と多くの新人の方が当選され、得票率の上位 5 人の内 4 人を新人が占めました。国と同じように新たな議員に議会の閉塞状態を打ち破って欲しいとの市民の方の願いの表れでは無いかと考えます。私も含めこの結果を真摯に受け止め議員は大いに反省すべきだと思っています。

●旧来型の選挙が復活

今回の選挙結果を見ると、確実に地盤を固めた候補が当選しています。地域で複数候補が出馬し、当初厳しい結果が予想された議員も見事に当選。谷筋の候補の健闘が顕著であるのに比べ、民主系現職候補が落選し、地盤を持たない新人も及びませんでした。その点私のような市民派議員はその影響を最も強く受ける可能性がありましたが、それを日常活動でなんとか持ちこたえたと思っています。

これからは私の選挙の事です。

●市民派を貫く

厳しい選挙で無所属の候補者の多くが政党や何らかの組織の推薦を受ける中で、私は純粹市民派のスタイルを貫きました。

今回の選挙に限った事ではありませんが、多くの街宣車に候補者が乗っていませんでした。私は選挙の初日から選挙カーに乗って市民の皆様へ直接訴える選挙活動を続けました。

●地元+各地の応援の相乗効果

地元の皆様の熱い支援とあわせ、各地の市民派議員の多くの応援があり、この友情の連帯が今回の勝利をもたらしたものと感謝しています。これは今までの和泉市には無い新しい選挙の形が実現できたものと思います。

●新しい選挙の実現

選挙のときしか顔を出さないとひんしゅくを買う選挙が今までのやり方でした。私は議会での積極的発言、その結果を会報で伝えることを 12 年間続けました。会報の発行は 300 万部を超えました。この結果が前回同様多くの票をいただく事が出来たのではないのでしょうか。選挙はその時だけのものではない事を再認識しました。

●選挙の怖さを実感

先にも述べましたが、今回の選挙で私の会派は存亡の危機にあります。一人は引退し、二人が落選し私一人になりました。一人では会派を構成できませんので、一人会派で行くかそれとも他の議員と連携し新たな会派を結成できるのか早急に対応が必要となりました。現職二人の方の落選はショックでした。有力新人が出馬した時の恐ろしさを実感しました。特に問題があったとか、全く議員活動をしていないとかの特殊の事情が無かったにもかかわらず、得票が半減する等は今までには考えられなかった事です。民主党の問題の影響を受けたようにも思えますが、箕面市の例もあり市民の政治に関わるスタンスが変わってきているのか、自分なりに良く考えたいと思います。

●お金のかからない選挙の実現

選挙の応援は全てボランティア、選挙カーは自家用車、車上の看板は前回の物を流用。事務所はいつも使っている事務所を使用する等、お金のかからない選挙に徹し、今回も公費負担は辞退しました。尚公費負担の対象の費用については限度額の 1/10 に収めました。

	公費負担の限度	私の選挙	
レンタカー	107,100	0	自分の車を使用
燃料	51,450	11,000	3回給油(概算)
運転手	87,500	0	ボランティア
ポスター	500,132	51,371	インターネット印刷
計	746,182	62,371	

出発式



街頭でスポット



当選 スタッフと一緒に喜び



介護保険財政調整交付金住民訴訟で勝訴！
関係職員の事務執行の過失を認定

一連の経緯

<報告提出まで>

- H21.12.14 交付金算定の為の諸係数等の調べの提出依頼。(大阪府→和泉市) ①
- H21.12.15 提出資料に誤りやすい表記があるので、注意喚起の通知(大阪府→和泉市) ②
- H22.1.20 諸係数等の調べを提出(和泉市→大阪府) ③
- H22.1.22 報告の誤りで過大交付、過少交付が多く見られることからチェックの依頼。これ以降の変更は一切受け付けられない事が付記(大阪府→和泉市) ④
- H22.2.17 再度チェックの依頼(大阪府→和泉市)
何度もチェックの機会がありながら、誤った報告を行う

<誤りが発覚してから>

- H22.2.23 諸係数の報告に誤りがあるとの通知(大阪府→和泉市)
- H22.2.24 大阪府と大阪府が厚労省を訪問。訂正を依頼。
- H22.3.4 国は訂正を拒否(厚労省→大阪府→和泉市)
- H22.6.7 国は今回の誤りで過少交付となる7割を補填する省令の改正を通知(厚労省→大阪府→和泉市) ⑤
- H23.4 誤った報告に基づく過小な交付金が市に交付
- H23.6 国は省令改正に伴う交付金の過小分の7割の補填分を交付

<過小交付が決定してから>

- H23.3.7 オンブズ和泉が住民監査請求
- H23.4.28 市の監査委員は監査請求を棄却
- H23.5.10 監査請求を棄却されたオンブズ和泉代表は住民訴訟を提訴
- H24.8.29 一審判決(原告オンブズ和泉が勝訴)
- H24.9.5 市は判決を不服として控訴

<介護給付費財政調整交付金とは>

介護に要する費用は、掛金で50%、公費で50%が賄われており、公費の内の国の負担25%の内5%は、市町村の保険料の格差を是正する為交付され、後期高齢者の加入割合や1号被保険者の所得の分布に応じて調整される仕組みとなっています。

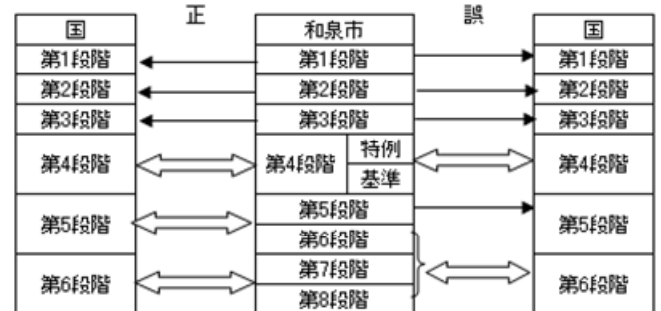
<今回問題となったのは>

1号被保険者の所得階層別の割合の報告を、高額所得者が多い様に誤って報告したため、保険料が多くなるとみなされ交付金が過小に算定されたものです。

<何故そのような誤りが起こったのか>

国は所得階層を6段階に分類していますが、和泉市はこの年から8段階に細分し、よりきめ細かい保険料の算定が出来る方式に変更しました。本来国の5段階は和泉市の5と6段階に、国の6段階は和泉市の7と8段階として報告すべき所、大阪府の算定資料の表記が紛らわしかった為、国の階層と和泉市の階層の対応を誤りました。(以下図参照)

<所得階層別対応>



その結果和泉市の第6段階の人が、本来国の第5段階であるにも拘わらず、第6段階と報告したため、高額所得者が相対的に増加し、結果的に交付金が過小に算定されたものです。

<市の対応に誤りがあったのか>

このように一次的には大阪府の指示に不適切な点があり、誤って報告したのには無理からぬ点があります。しかし、大阪府は府内自治体から記入方法に違いがあるのでは無いかとの問い合わせがあったので、急いで翌日に紛らわしい表記について注意喚起の通知を行いました。和泉市の様な8段階で分類している自治体は、市の5と6段階を国の5段階に、市の7と8段階を国の6段階とするよう指示を出したものです。(経緯の②)ところが、市の担当はこの通知を看過し、当初の大阪府の指示に従い報告しました。(経緯の③)

<更に市の対応に問題があった>

大阪府は報告した数値に誤りが無いかどうか、前年の報告と比較できる様にして（これは厚労省作成資料）チェックの依頼がありました。（経緯の④）

	今回報告	前年報告	差
第1段階	1,333	1,222	111
第2段階	5,928	5,609	319
第3段階	4,021	3,819	202
第4段階	9,650	9,401	249
第5段階	2,997	6,464	▲ 3,467
第6段階	8,353	4,284	4,069
合計	32,282	30,799	1,483

この表を見れば、本来第5段階の人が第6段階に計上されていることは容易に判断出来ます。市の担当者はこのような簡単な事も出来なかった事になり、チェックしなかったとしか考えられません。

このチェック依頼が二度もあったにも拘わらず、修正を行わなかった事は職務怠慢で地方公務員法に違反する重大な過失です。

＜結局過少交付はどうなったのか＞

府内で同じような誤りが、和泉市を含め10の自治体に及んだため、問題を重視し大阪府を中心に厚労省に善処を要望しました。その結果厚労省は省令を改正し、災害等があったときに対応する特別調整交付金で過少分の7割を補填する事になりました。（経緯の⑤）（本来の災害等では8割が補填対象となりますが、今回は職務怠慢で発生した事を考慮したのか、補填は7割に留まりました）

＜更に不足分の対応を国に要求＞

補填されなかった3割について更に考慮するよう国に要望していますが、介護給付費財政調整交付金は単年度で決着するもので、複数年で調整するには法律の改正が必要で、特別調整交付金で7割に減額された経緯を考えると、更なる調整は不可能と思われます。

＜今回の裁判所の認定＞

市の職員の過失は明らかで、市の損害も確定している。尚このような誤りの発生を防止する適切な対応をとっていなかった市の責任もあり、市の過失を3割として賠償額を市の損害の7割に減じる。

＜市の事務に緊張感が無いのでは＞

今回のような市の事務が不適切で市に損害を与えた事例は、この件以外にもバーコードの誤記入、市長名の誤り、補助金の過大受給、他の市の用紙の誤使用など枚挙に暇がないのが実情です。市はそのたび毎に再発防止を謳っていますが、実効はあがっていません。職員の事務事業に対する責任感・緊張感が著しく欠けていると言わざるを得ません。市長は和泉再生プランで行政体質の改善を

目標に「信頼され、創造出来る人材の育成」を標榜していますが、足下は極めておぼつかないと言わざるを得ません。

住民訴訟とは

住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもので、市民の誰もが住民監査請求を行って一人でも行うことができます。今回のように勝訴しても住民（オンブズ和泉代表）には何の利益もありません。利益は全て市に帰属します。一方訴訟にあたって必要な費用は住民が負担しなければなりません。その意味で全くのボランティアと言えます。

昌子の日記と予定

- 9/2-8 和泉市市議会議員選挙
- 9/10 和泉中央駅特集号配布、当選証書授与式、緑地率について府と協議
- 9/11 町づくり協議会
- 9/13 和泉中央駅特集号配布、青色パトロール講習会
- 9/14 和泉市立病院あり方検討委員会傍聴
- 9/15 万葉講座
- 9/18 国交省近畿地方整備局
- 9/19 事務所運営委員会
- 9/20 ソロプチミスト大阪一南陵定例会
- 9/21 下水道協議
- 9/22-23 ボランティアフェスティバル、高齢社会をよくする女性の会全国大会 in 堺
- 9/26 里山連絡会
- 9/27-28 防災と議員の役割研修会

＜事務所行事＞いづれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

（事務所 〒594-1155 緑ヶ丘1-3-15）

万葉講座（場所 緑ヶ丘自治会館にて）

- ・講師 大高勇さん（全国万葉協会会員）
- ・会費 1,000 円（3 か月分） 14-16 時
- ・103 回 10/21（日）万葉バスツアー
敏馬神社（灘区）から御食つ国淡路島へ
- ・104 回 11/10（土）万葉の心

ちぎり絵講習会

- ・11月14日（水）13 から 16 時
- ・来年の干支己をつくりましょう
- ・講師西原志満子さん 参加費無料、要材料費
0725-53-3153 西原先生へ直接申し込み

パソコン講座（参加費無料）

- ・第2、第4週の水曜 10時～12時、
同じく 木曜 14時～16時

市政相談会（第4水曜は年金相談会）

- ・第2、4水曜日 20:00～21:30
事前に御連絡下さい